福島復興加速への取組

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

平成29年10月
復興庁福島復興局

目　　次

１．福島復興の全体像

福島県の人口 ・・・・ 1
福島県における人的被害と避難状況 ・・・・ 2
避難指示解除の状況等 ・・・・ 3
年間積算線量の推移 ・・・・ 4
住民意向調査（帰還意向の把握） ・・・・ 5
復興加速のための基本指針と福島特措法の改正 ・・・・ 7
特定復興再生拠点区域復興再生計画 ・・・・ 8
福島復興再生総局について ・・・・ 9

２．予算関係

平成29年度予算のポイント ・・・・10
平成30年度復興庁概算要求のポイント ・・・・11
福島再生加速化交付金 ・・・・12
福島生活環境整備・帰還再生加速事業 ・・・・13
被災者支援総合交付金 ・・・・14

３．個別政策分野

住宅の確保 ・・・・15
広域インフラの復旧・整備 ・・・・16
医療・介護の復興 ・・・・17
教育の復興 ・・・・19
被災地における雇用支援 ・・・・21
産業の復興 ・・・・22
企業立地に対する支援 ・・・・23
福島相双復興官民合同チーム ・・・・24
復興特区制度 ・・・・25
新産業の集積 ・・・・26
福島イノベーション・コースト構想 ・・・・27
福島12市町村の将来像 ・・・・28
農林水産業の再開等 ・・・・29
米の作付方針 ・・・・30
農産物価格の推移 ・・・・31
観光客の推移 ・・・・32
風評対策の強化 ・・・・33
東北の観光復興に向けた取組 ・・・・34

福島県の人口

■国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の福島県の人口は1,914,039人で、前回調査（平成22年：2,029,064人）と比較すると△115,025人（△5.7%）。うち男性945,660人（△4.0%）、女性968,379人（△7.3%）（復興関連の作業員の流入、母子避難等によるものと推測）。
■方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で、大幅に減少△84,005人（△42.9%）。

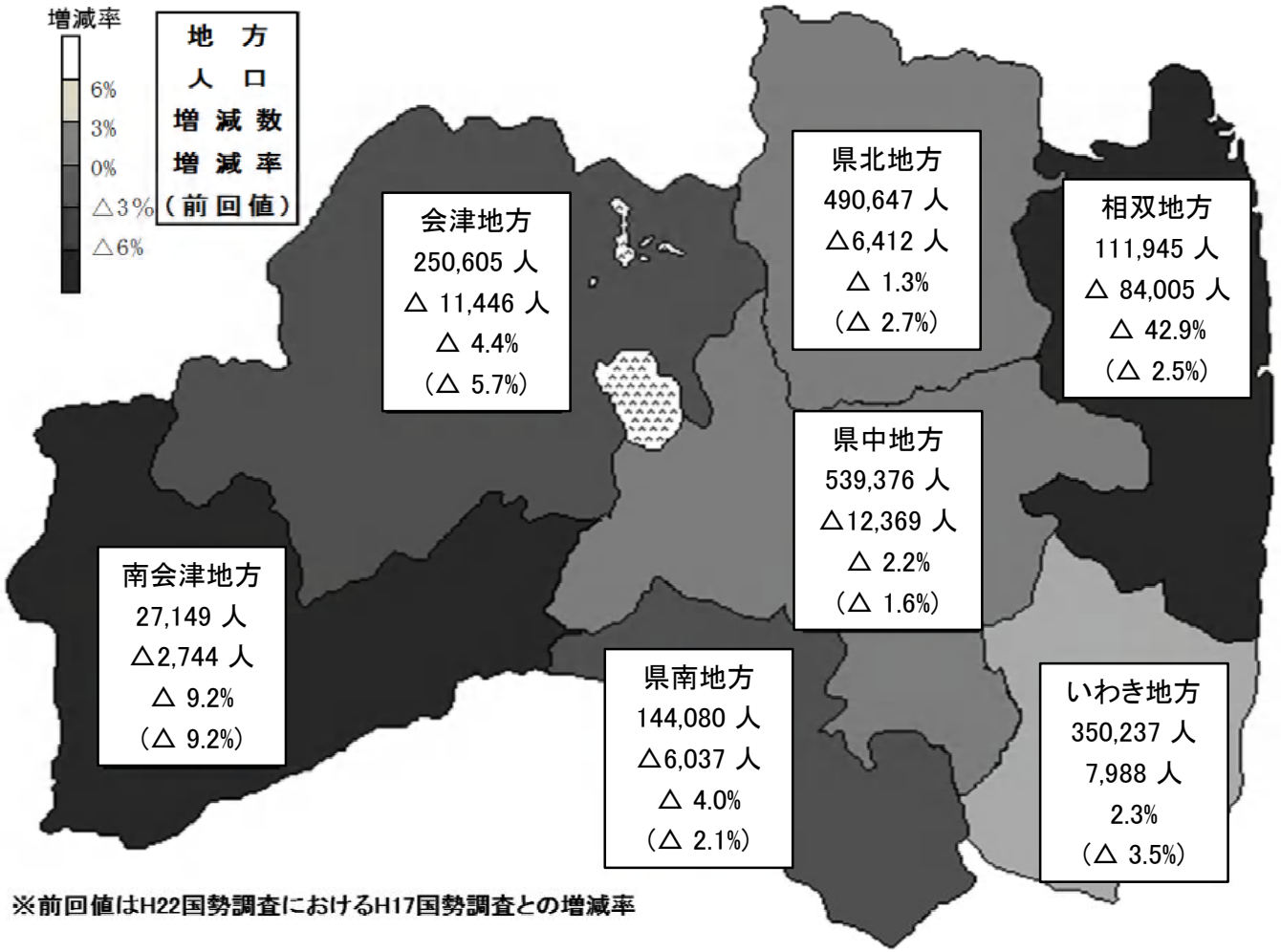

注：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成。

福島県における人的被害と避難状況

■福島県内において、直接死亡者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,147人。岩手、宮城両県と比べて震災関連死亡者数が直接死亡者数を上回っていることが特徴。

1. 福島県の人的被害 （注１）

注１：死者、行方不明者は、警察庁発表資料（平成29年9月8日）より
震災関連死者は 復興庁発表資料（平成29年3月31日現在）より

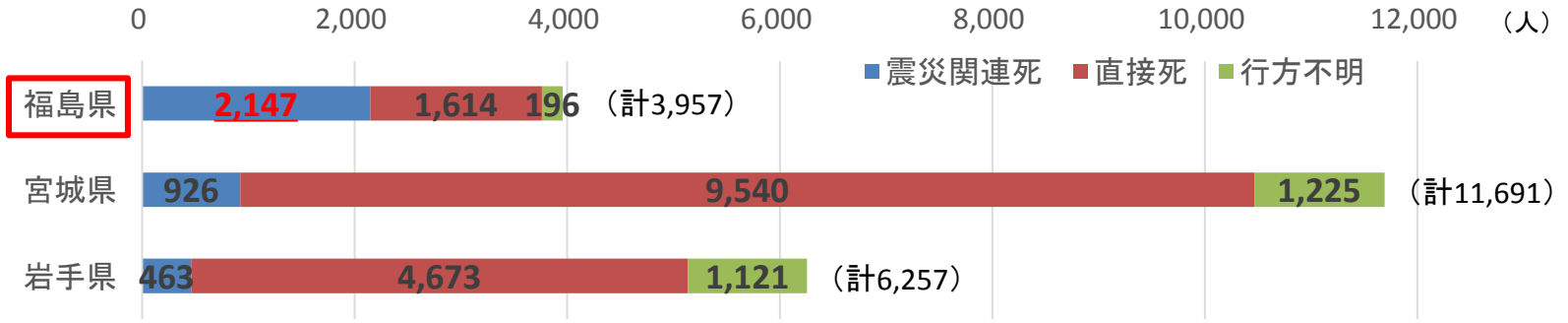

2. 福島県全体の避難者数 約5.5万人

（注２：福島県発表資料（平成29年10月2日）より）

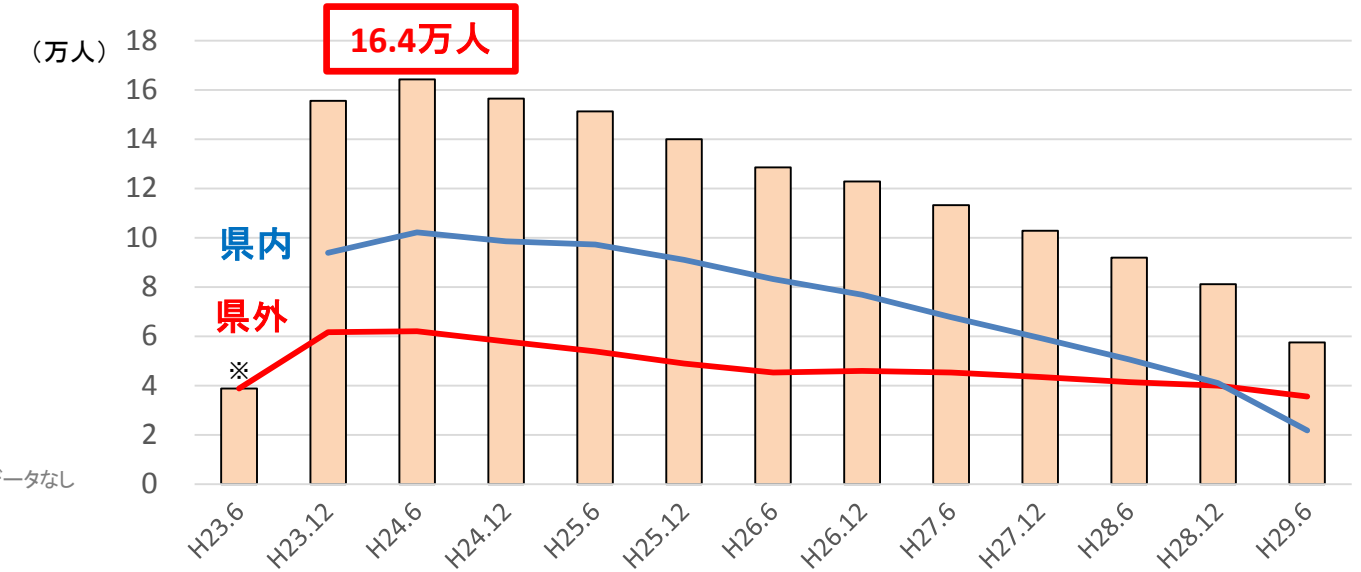

避難指示解除の状況等

1．平成23年4月　警戒区域等の設定

2．平成25年8月　避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域：
年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域：
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：
事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

3．避難指示区域の解除

（1）平成26年4月　1日　田村市
（2）平成27年9月　5日　楢葉町
（3）平成28年6月12日　葛尾村※
（4）平成28年6月14日　川内村（H26.10.1に一部解除）
（5）平成28年7月12日　南相馬市※
（6）平成29年3月31日　飯舘村※、川俣町、浪江町※
（7）平成29年4月　1日　富岡町※

※帰還困難区域を除く

※避難者の内訳

福島県全体の避難者	約5．5万人
避難指示区域からの避難者 （平成29年4月時点）	約2．4万人

※避難指示区域内からの避難者数は、各町村から聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームで集計したもの（平成29年4月1日時点）

避難指示区域の概念図

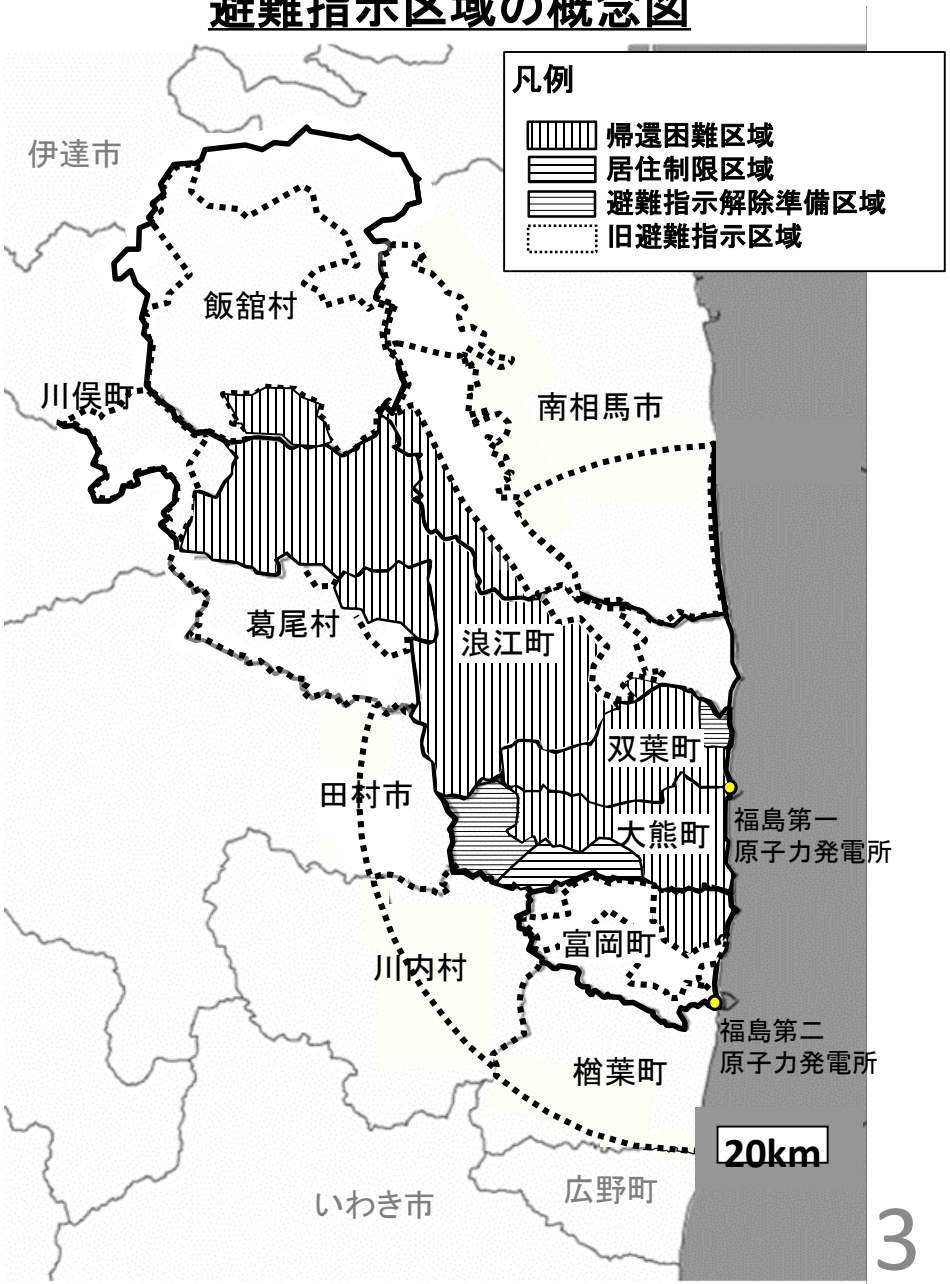

空間線量から推計した年間積算線量の推移

○ 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、H23.11比で約71%減少。

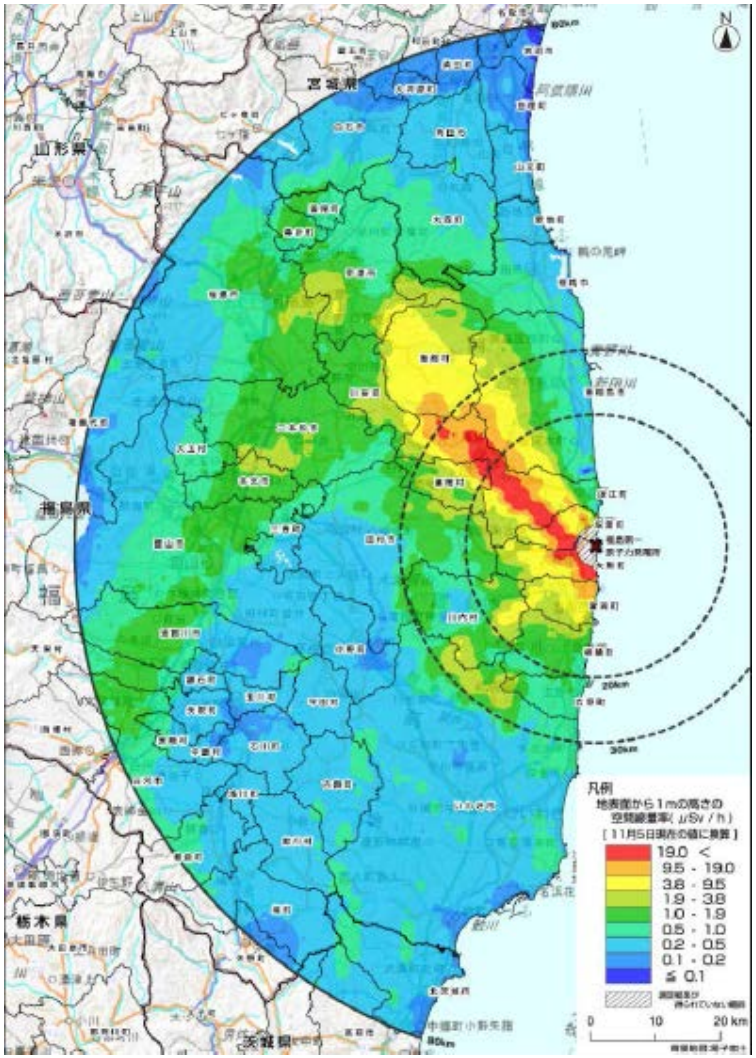

平成23年11月5日時点の線量分布

5年後

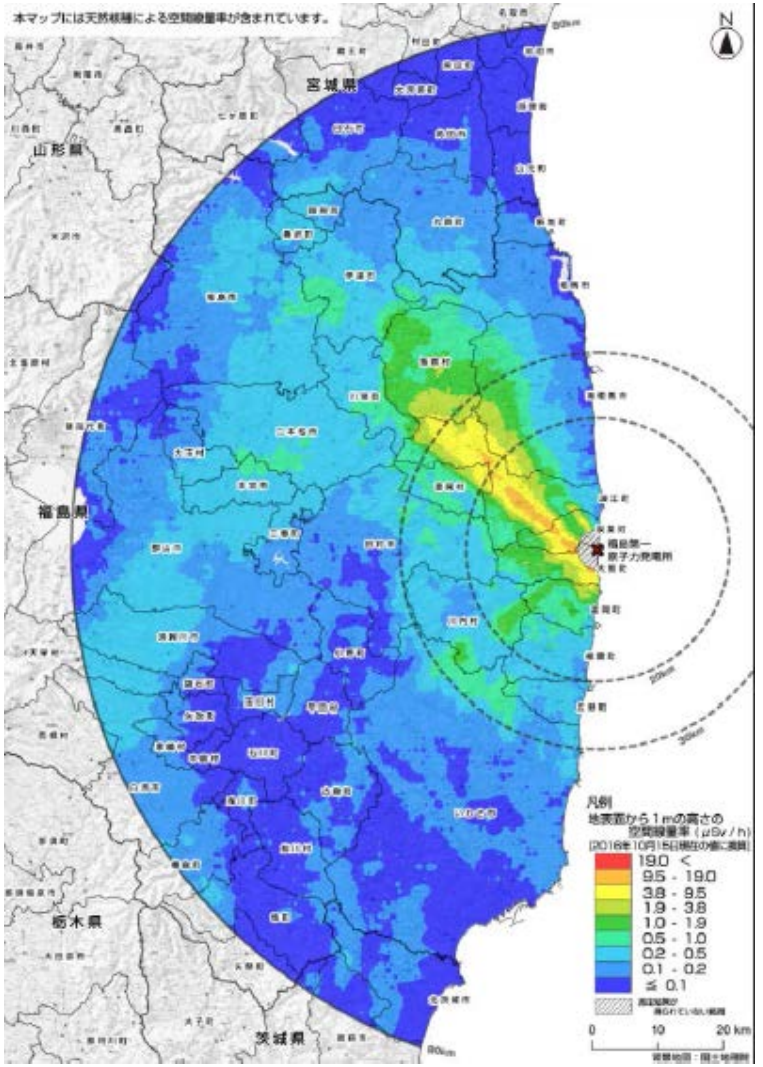

平成28年10月15日時点の線量分布

（出典）原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

住民意向調査（帰還に関する意向）

○ 避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として、避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。

○ 福島県内の12市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村※において、国・福島県・市町村が共同で実施。
※富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・飯舘村・川俣町・田村市・川内村・楢葉町・葛尾村・南相馬市

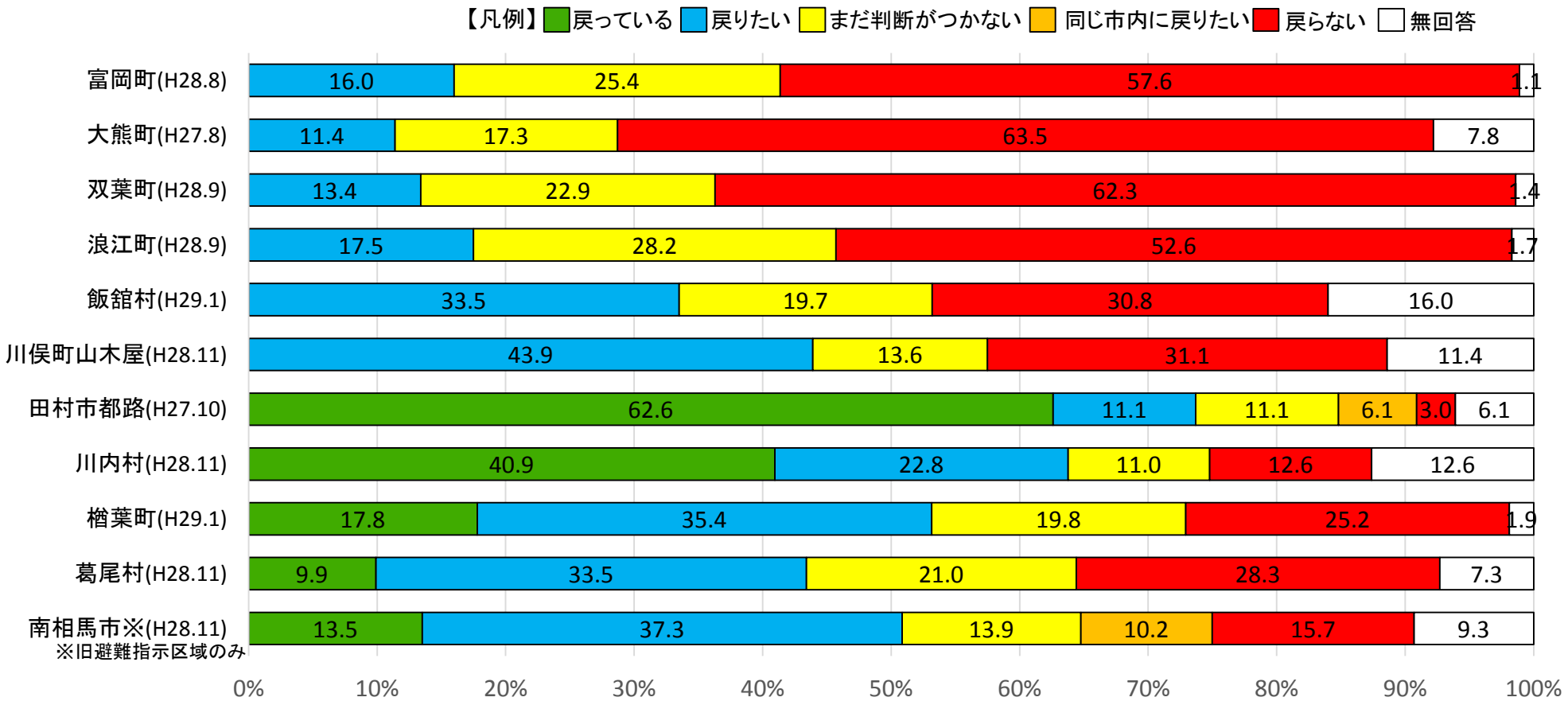

※「平成28年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（平成29年3月7日復興庁公表）を基に作成。（H28年度未実施の大熊町・田村市はH27年度結果）
※（　）内は調査実施時期。
※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

年齢別の帰還意向（富岡町の例）

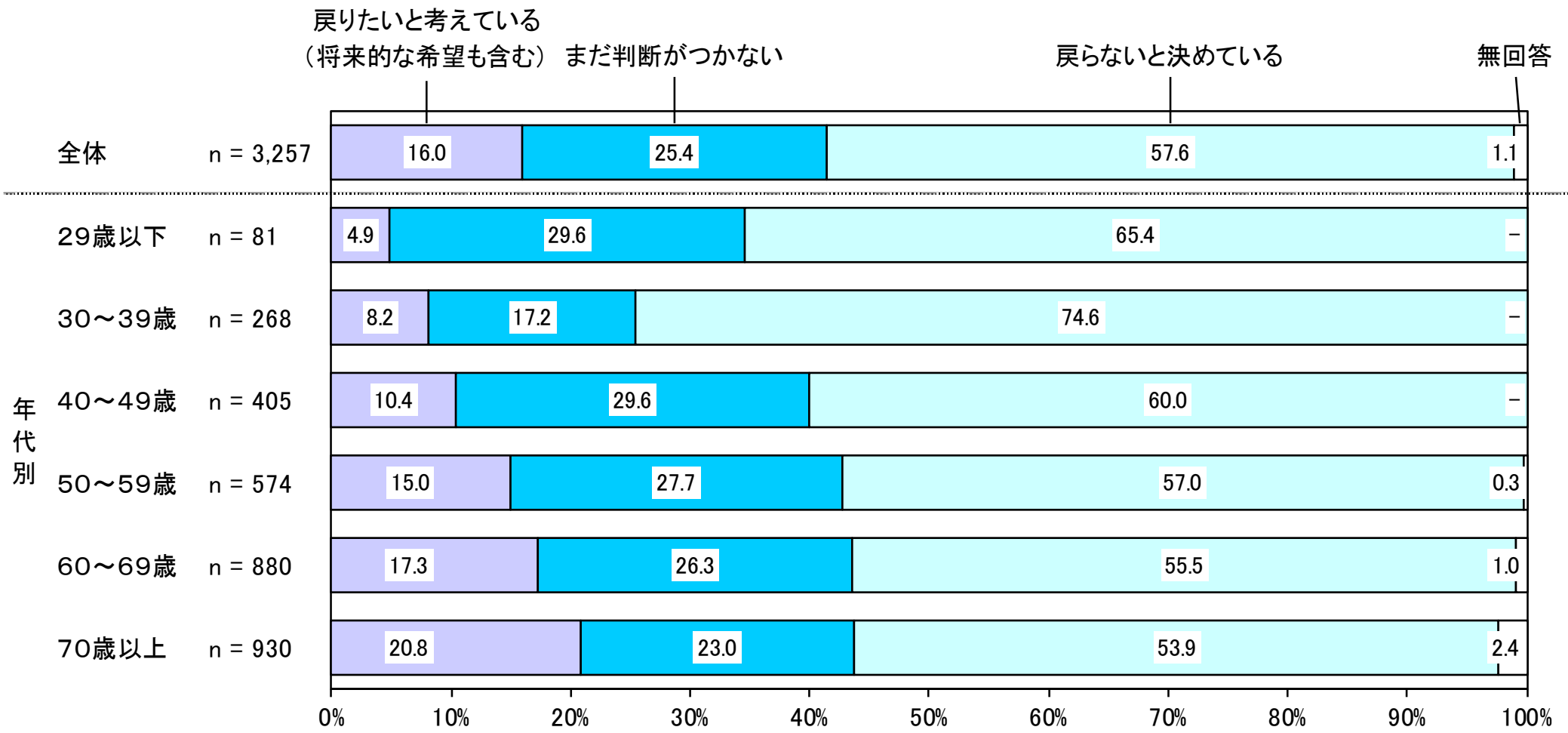

（H28.8の富岡町住民意向調査）

復興加速のための基本指針と福島特措法の改正

○ 与党復興加速化本部の第6次提言（H28.8.24）を受けて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（基本指針）を閣議決定（H28.12.20）。
○ これを踏まえ、福島復興再生特別措置法が改正（H29.5.19 公布・施行）。

基本指針の骨子

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

○帰還に向けた安全・安心対策
○復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
○平成29年3月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

○帰還困難区域における特定復興拠点等の整備
○長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

○双葉郡をはじめとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
○復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

○福島相双復興官民合同チームの体制強化
○事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組の充実
○風評被害対策等
○農林業賠償等

⑤ 廃炉・汚染水対策

⑥ 国と東京電力の役割

福島特措法改正の主な内容

① 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

○市町村長は、特定復興再生拠点区域の復興・再生を推進するための計画を作成
○同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、国による除染・廃棄物処理の実施、設備投資に係る課税の特例などを措置

② 官民合同チームの体制強化

○官民合同チームの中核である福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を有したまま派遣することを可能に

③ 「福島イノベーション・コースト構想」推進

○構想に係る取組や推進区域を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有試験研究施設の低廉使用を可能に

④ 風評被害払拭への対応

○県産農林水産物等の販売等の実態調査やこれに基づく指導・助言等の措置を法律に位置付け

特定復興再生拠点区域復興再生計画

○ 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
○ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例：双葉町（下図の青色部分）】

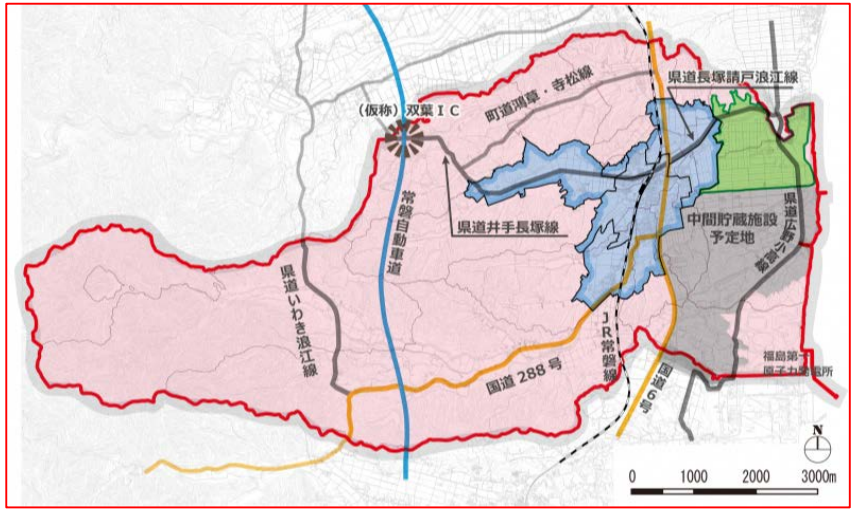

①市町村が計画を作成

②内閣総理大臣による計画認定
・除染・廃棄物処理を国が実施
・設備投資等に係る課税の特例
・一団地の復興再生拠点整備制度の適用

③計画に基づく整備事業の実施

④（計画認定から5年を目途）
整備が概ね終了。避難指示解除へ

■計画の認定基準

項　目	内　容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保 ・効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

福島復興再生総局について

福島復興再生総局において、福島復興局、原子力災害現地対策本部、福島地方環境事務所の現地三事務所を一体運用。密に情報共有を行い、省庁横断的な新たな課題に対し、現地三事務所が連携して対応することにより迅速に対応。

福島復興再生総局（福島）

総局の長　復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
【構成員】　復興副大臣
原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
環境副大臣

事務局

内閣官房参与（事務局長）
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
原子力災害現地対策本部副本部長（経済産業省）
福島環境再生本部長（環境省）　等

- 福島復興局
- 福島地方環境事務所（除染、廃棄物対策）
- 原子力災害現地対策本部（区域運用、見直し等）

福島復興再生総括本部（東京）

本部長　復興大臣　（福島原発事故再生総括担当大臣）

関係省庁（局長クラス）
復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁　　等

主な取組

①福島復興再生総局幹部会合の開催

福島復興に関連する施策について、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において視察を迅速に判断するため、福島復興再生総局幹部会合を開催。

現地において即断即決できる支援体制の強化、省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

②福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地三事務所の長及び担当管理職等が参集し、情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局会議を開催。

事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

③三事務所合同での市町村訪問等

現地三事務所合同で、市町村訪問や、避難指示解除に向けた説明会・懇談会、中間貯蔵施設に関する説明会への出席。

現地で出るあらゆる課題に対して、その場での対応が可能に。

福島の復興・再生に向けた平成２９年度予算のポイント

○「復興・創生期間」に入り、さらなる福島の復興加速化に向け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を最大限に踏まえながら予算を決定。

1．長期避難者の支援、早期帰還の支援等【1,297億円(1,087億円)】

○福島再生加速化交付金 【807億円】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括して支援する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

また、道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行うとともに、新たに福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援を追加。

○特定復興再生拠点整備事業（仮称）【309億円】

帰還困難区域の復興再生拠点の整備のため、除染及び家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【181億円】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策等を推進。

また、避難指示区域等の住民による住民参加型の取組を支援。

2．地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり）【8,848億円の内数(12,331億円)】

- *被災者支援総合交付金【200】※*
- *被災者生活再建支援金補助金【135】※*
- *社会資本整備総合交付金（復興）【1,090】※*
- *東日本大震災復興交付金【525】※*
- *災害復旧事業【2,599】※*
- *被災地域における地域医療の再生支援【236】*

福島県の避難指示解除区域等における医療提供体制の再構築を図るため、医療機関の復興に向けた取組を支援。

等

3．安全・安心な生活環境の実現等【6,909億円の内数(9,053億円)】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【6,699億円】

- 除去土壌等の適正管理・搬出等【2,855】※
- 放射性物質汚染廃棄物処理事業等【1,851】※
- 中間貯蔵施設の整備等【1,876】 等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等 【 37億円】

- 放射性物質環境汚染状況監視等調査研究【13】
- 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金【8】
- 地方消費者行政推進事業【5】※ 等

③その他 【 173億円】

- 福島県双葉郡中高一貫校設置事業【26】
- 地域公共交通確保維持改善事業【14 】
- 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 【1.9】 等

4．地域経済の再生、イノベーション・コースト・風評関連等【834億円(①)、103億円(②)及び99億円(③)の内数】

①地域経済の再生等 【834 億円の内数】

- *中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【210】※*
- *自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【185】*
- *原子力災害による被災事業者の自立支援事業【54】*
- *原子力災害対応雇用支援事業【19】*
- *復興特区支援利子補給金【19】※*

等

②イノベーション・コースト構想関連事業等 【103億円】

- *福島イノベーション・コースト構想関連施設整備等【99】*
- *福島イノベーション・コースト構想実現可能性調査等補助事業【2】*
- 福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【2】

等

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【99億円】

- 福島県農林水産業再生総合事業【47】
- 福島県等復興産学官連携支援事業【1】※
- *観光復興関連事業【51】※*

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**8,209億円**。

（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一部分が福島県に関連するもの。*斜体の事業*は「原子力災害からの復興・再生」予算**以外**に区分される事業。

29年度当初【○○（○○）】28年度当初
※単位：億円

平成30年度復興庁概算要求のポイント

平成30年度概算要求額（復興庁所管）：1兆6,273億円＋事項要求 ［ 前年度予算額：1兆8,153億円 ］

復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- 被災者支援総合交付金（205億円）
- 拡 被災者の心のケア支援事業（22億円）
- 災害救助法による災害救助等（170億円）
- 被災者生活再建支援金補助金（159億円）
- 被災した児童生徒等への就学等支援（101億円）
- 新 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等（11億円）　等

産業・生業（なりわい）の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（210億円）
- 観光復興関連事業（56億円）
- 被災地の人材確保対策事業（12億円）
- 復興水産加工業等販路回復促進事業（15億円）
- 拡 福島県農林水産業再生総合事業（風評の払拭等）（50億円）
- 福島県営農再開支援事業（142億円）
- 拡 福島イノベーション・コースト構想関連事業（160億円）
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（16億円）
- 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（事項要求）　等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- 復興道路・復興支援道路の整備（2,179億円）
- 東日本大震災復興交付金（425億円）
- 災害復旧事業（2,339億円）
- 社会資本整備総合交付金（復興）（969億円）
- 農山漁村整備（245億円）
- 拡 森林整備事業（67億円）　等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

※帰還困難区域の特定復興再生拠点整備（インフラ整備、除染・家屋解体等）については、地方自治体から申請された計画の認定状況を踏まえ、予算編成過程で具体化。

- 福島再生加速化交付金（807億円＋事項要求）
- 特定復興再生拠点整備事業（事項要求）
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（188億円）
- 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（4億円）
  拡 *鳥獣被害対策：計20億円程度を想定*
- 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等（60億円）
- 拡 福島県浜通り地域等の教育再生（45億円）
- 新 放射線リスクに関する情報発信（6億円の内数）
- 中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等（5,898億円）等

※上記のほか、「新しい東北」の創造（8億円）、調整費（6億円）等も計上
※税制改正要望については要望事項無し

福島再生加速化交付金

○長期避難者の生活拠点整備や帰還のための生活環境整備等を一括して支援。

【平成29年度予算：807億円】

帰 還 環 境 整 備

生活拠点整備

（大熊町・双葉町）

・復興再生拠点を整備。

生活環境向上対策

（川俣町・飯舘村ほか）

・井戸掘削により安心な生活用水を確保。

健康管理・健康不安対策

（南相馬市・川俣町・楢葉町ほか）

・相談員の配置や個人線量計の配布など

農林水産業再開のための環境整備

（川内村・葛尾村ほか）

・農業用施設等を整備し、農業者等に貸与。

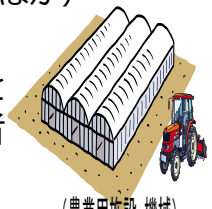

商工業再開のための環境整備

（田村市・富岡町・浪江町ほか）

・産業団地等を整備。

長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

（いわき市・南相馬市ほか）

・災害公営住宅を整備。

福 島 定 住 等 緊 急 支 援

子どもの運動機会の確保

(楢葉町・広野町ほか)

・遊具の更新等、子どもが安心して運動できる環境を整備。

その他

道路等の側溝堆積物の撤去・処理

(いわき市ほか)

・平成28年12月に新たに追加。

情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備

・平成29年度に新たに追加。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業

事業概要・目的

区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
【平成29年度予算：181億円】

○ 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
○ 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。
○ 平成29年度から、事業の一部で避難指示区域等の住民による住民参加型の取組を支援。
⇒（取組例）町民によるコミュニティセンターの管理業務や町内巡回パトロール（双葉町）

＜生活環境の整備（機能回復）：例＞

○ 農業用水路清掃事業
農業用水路の土砂を出水期前に撤去し、機能を回復するとともに、溢水による被害を防止。
（飯舘村）

○ 保育園修繕事業
市立保育園の再開に向けた修繕、清掃を実施。
※当保育園は平成28年4月再開　（南相馬市）

＜生活基盤施設・サービスの代替・補完：例＞

○ 診療所非常勤医師派遣事業
市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。　（田村市）

○ 通学・通園バス運行事業
公共交通機関の整備が十分進んでいないため、スクールバスを運行し、通学・通園の足を確保。
（楢葉町）

＜避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援：例＞

○ 警戒パトロール事業
警戒パトロール隊を編成し、防犯・防災のため、町内全域を24時間体制で警戒。　（広野町）

○ 住民一時滞在施設への給水事業
一時帰宅時の休憩施設(コミュニティセンター)において、上水道復旧までの間の措置として、一時帰宅する住民に対してペットボトルの水を提供。
※平成28年9月から開始　（双葉町）

＜地域コミュニティ機能の維持・確保：例＞

○ 「ふたばワールド2016」
双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。

○ 自治体チャンネル事業
市外避難者と自治体とのつながり維持のため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。　（南相馬市）

被災者支援総合交付金

○被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。平成28年度に創設。

（平成29年度予算：200.1億円　※福島県以外も対象）

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援

○恒久住宅への移行期に再建の見通しが立たない方への「生活再建の相談」

（例）
・「ふくしま生活・就職応援センター」を運営（福島県）
・住宅相談支援を担う生活再建相談員を配置（飯舘村）

コミュニティ形成支援

○仮設住宅の集約や恒久住宅への移行期に伴う「コミュニティづくり」の支援

（例）
帰還者と避難者のつながりを維持するため、帰還者が地区の情報誌を作成し、避難者に送付（川俣町）

心の復興

○被災者の「孤立防止や生きがいづくり」の支援

（例）
①続けます「いるだけ支援」
（福島大学災害ボランティアセンター）

福島大学の学生が年間を通して福島市にある仮設住宅に居住し、近所付き合いをしながら声がけをし、引きこもりを防止

②ランバイク等体験教室による交流と心身のケア
（しんちウィールズ）

子ども向けペダルなし自転車の練習会・レース、リーダー育成等を通じ、外遊びのきっかけづくりと世代間交流を図る

被災者生活支援

○仮設住宅等での「日常生活」の支援

（例）
・デマンド交通による高齢者などの医療施設や公共機関への送迎（川内村）
・移動販売車による買い物支援（相馬市）

被災者支援コーディネート

○被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング

（例）
福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援

○県外避難者の帰還・生活再建への支援

（例）
全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）

住宅の確保

（１）仮設住宅

○　避難指示区域等からの避難者への供与期間を平成31年3月末まで延長。

○　入居人数はピーク時の約２割　（平成29年8月末）。

井戸端長屋（相馬市）の共有スペース

（２）防災集団移転

○　新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、楢葉町：移転先の造成工事完了。

○　富岡町：H30.3、浪江町：H31.6（造成完了予定）。

（３）災害公営住宅（地震・津波等被災者向け）

○　整備予定戸数2,807戸すべて完成。

災害公営住宅近くに整備された
「骨太公園」（相馬市）

（４）復興公営住宅（原災避難者向け）

○　整備予定戸数4,890戸（うち123戸は建設保留中）のうち、3,691戸（約75%）が完成（平成29年8月末）。平成29年度末までに4,707戸が完成予定。

○　併設して「生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）」の整備や入居者間や周辺住民との交流会等を実施。

子育て定住支援賃貸住宅（福島市）

（５）帰還者向け等住宅

○　避難指示を受けた町村で整備中（平成29年8月末で153戸完成）。
帰還者・新規転入者向け住宅も整備中（田村市都路地区、浪江町に92戸完成）

○　福島市に自主避難者の子育て世帯向け住宅20戸を整備。

広域インフラの復旧・整備

道路

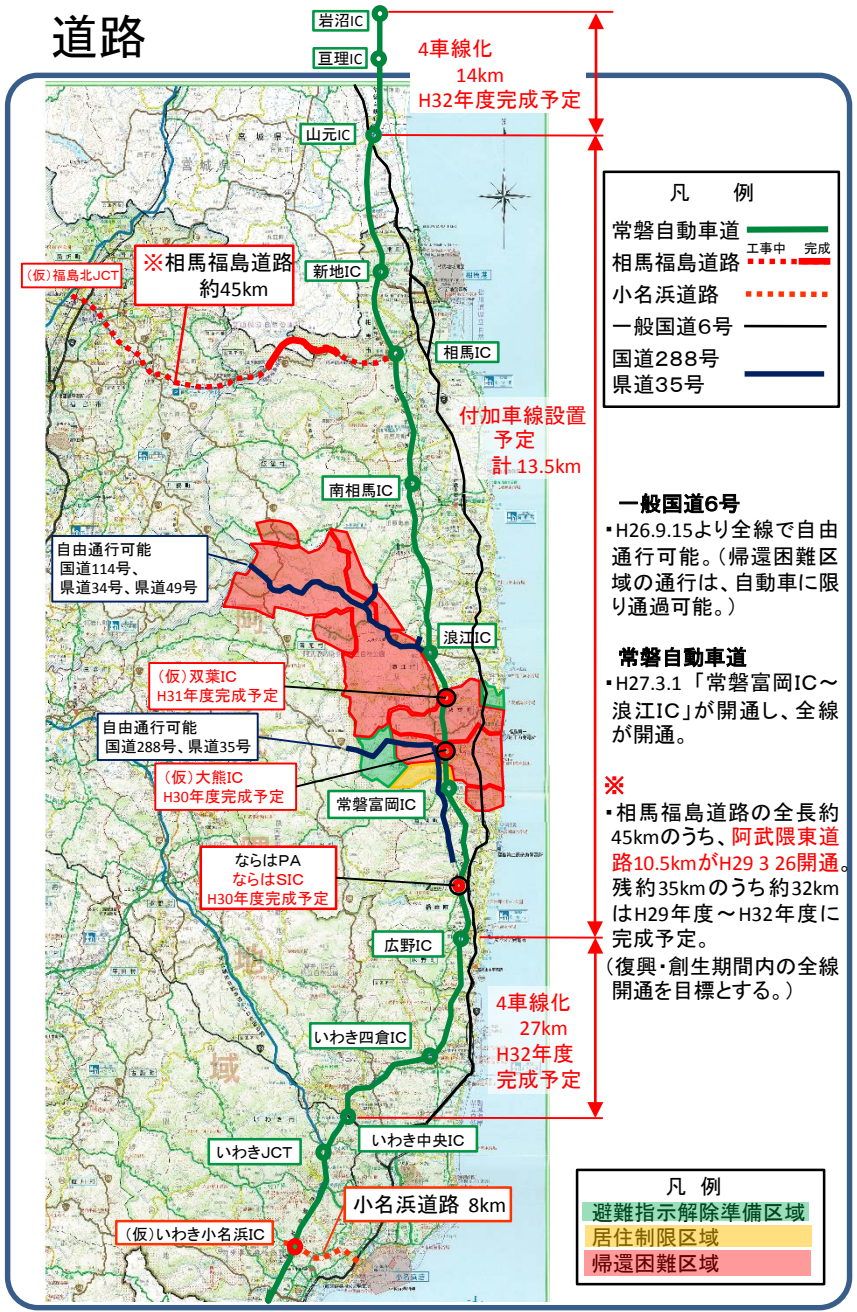

一般国道6号

- H26.9.15より全線で自由通行可能。(帰還困難区域の通行は、自動車に限り通過可能。)

常磐自動車道

- H27.3.1「常磐富岡IC～浪江IC」が開通し、全線が開通。

※

- 相馬福島道路の全長約45kmのうち、阿武隈東道路10.5kmがH29 3 26開通。残約35kmのうち約32kmはH29年度～H32年度に完成予定。

(復興・創生期間内の全線開通を目標とする。)

鉄道(JR常磐線)

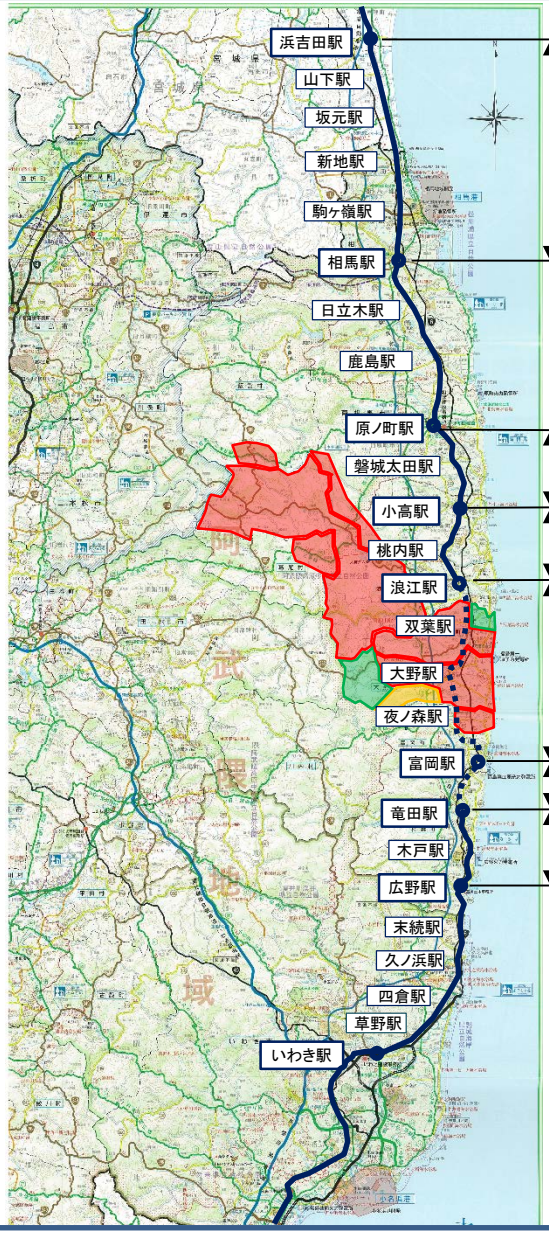

H28.12.10 運転再開

H28.7.12 運転再開

H29.4.1 運転再開

H31年度末までの開通を目指す

H29.10.21 運転再開予定

H26.6.1 運転再開

医療の復興

一次医療（日常診療）

○ 市町村単位で民間・公的診療所が再開・新設。目途が立ちつつある。

○ 薬局の再開に関しては、平成29年４月、南相馬市小高区で小高調剤薬局を再開。

市町村名	一次医療などを担う医療機関数	調剤薬局（0の町村は院内処方）
浪江町	公的1	0
葛尾村	0	0
双葉町	0	0
大熊町	0	0
富岡町	公的1、民間1	0
川内村	公的1	0
楢葉町	公的1、民間1	0
広野町	民間2（診療所1、病院1）	1
田村市　都路	公的1	0
川俣町山木屋	公的1	0
飯舘村	公的1	0
南相馬市小高	公的1、民間2	1

二次医療（入院、救急）

○ 双葉郡外で対応。県が中心となり、富岡町に「ふたば医療センター（仮称）」を平成30年４月に開所予定。

○ 並行して平成28年６月より救急医療を開始。
県立医大の救急医が双葉地方消防本部（楢葉分署）に駐在し、救急診療や搬送先調整に対応。

医療の復興に向けた取組

○ 復興庁、厚生労働省の医療の復興の主な取組

・ 地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）

― 地域医療再生のため、震災以降、福島県に494億円を交付。診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用。

― 平成29年度予算で236億円を積増し。

・ 生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）

― 被災12市町村における診療所への医師の定期的な派遣を支援。

○ 看護人材の確保に関しては、平成29年４月、南相馬市で双葉准看護学院が移転・再開。

介護の復興

介護関連のサービス

○ 市町村単位で通所・訪問サービスが再開。
（福島加速化交付金等により、施設整備、高齢者等の生活のサポート拠点運営）

市町村名	通所	訪問	入所
浪江町	再開	再開	特養：いわき市で再開 老健：休止中
葛尾村	再開	休止中	―
双葉町	休止中	休止中	特養：いわき市で再開
大熊町	休止中	休止中	特養：休止中 老健：休止中
富岡町	再開	休止中	特養：休止中 養護：郡山市で再開
川内村	再開	再開	特養：震災後開所
楢葉町	再開	再開	特養：再開 老健：いわき市で再開
広野町	再開	再開	特養：再開
田村市都路	再開	―	特養：再開
川俣町山木屋	―	―	―
飯舘村	休止中	休止中	特養：継続
南相馬市小高	再開	休止中	特養：休止中

介護の復興に向けた取組

○ 復興庁、厚生労働省の介護の復興の主な取組

・ 被災地における福祉・介護人材確保事業
（厚労省・復興特会）
― 福島県外の者が相双地域等の介護施設等で一定期間従事した場合に返還免除となる資金の貸与（就職準備金：1年、奨学金：2年）や、住まい確保等を支援。
― 平成28年度より、世帯赴任する場合や自動車輸送費用等の加算を創設。

・ 再就職準備金の貸付（厚労省）
― いったん介護の仕事を離れた後再就職する際の準備金を貸与（2年間勤務した場合返還免除）。
― 平成28年度第2次補正予算で、貸付上限を引上げ。

他に、生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）など。

○ 介護事業者からは、介護人材の不足、（給食業者等の確保、職員の住宅確保または遠距離の通勤等に起因する）コスト増に伴う再開した施設の運営等が課題として指摘。人材確保に加え施設の広域的利用を推進。

○ 高齢の帰還者が増えるにつれ、通所サービスの需要が増加中。通所サービス以外でも過ごせるよう、住民同士の交流の場を増やす取組を展開。

教育の復興

小中学校の再開の動向

○ 避難先の仮校舎等で再開・継続。（児童・生徒数は、町村により異なるが、発災前の数％～２割程度）

○ 避難指示解除を受け、避難元の市町村で再開の動き

－ 平成29年4月6日、楢葉町と南相馬市小高区で小中学校が再開（加速化交付金等により施設整備・集約化）

小中学校の現状・見込み		
川内村	地元で再開済み	
楢葉町		
広野町		
田村市　都路		
南相馬市　小高		
浪江町	平成30年４月 地元で再開予定	二本松市（仮設）
葛尾村		三春町（他校間借り）
富岡町		三春町（他校間借り）
川俣町　山木屋		川俣町（他校間借り）
飯舘村		川俣町＜小＞・福島市＜中＞（仮設）
双葉町	―	いわき市（仮設）
大熊町	―	会津若松市（仮設）

高等学校の設置等の動向

○ 双葉郡内の5県立高校は、郡外にサテライト校を開設。平成27年度より生徒募集を停止し、28年度末をもって休校。

○ ふたば未来学園高校：
平成27年4月8日、広野町に開校。未来創造型教育を推進。ｽｰﾊﾟｰ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾊｲｽｸｰﾙ（SGH）に指定。平成31年度からは併設の中学校を開校し、中高一貫校とする予定。

○ 小高産業技術高校：
小高商業・小高工業を統合、産業革新科など学科を新設し、平成29年4月11日、南相馬市小高区に開校。イノベーション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。ｽｰﾊﾟｰ・ﾌﾟﾛﾌｪｯｼｮﾅﾙ・ﾊｲｽｸｰﾙ（SPH）に指定。高校としては避難指示解除地域で初の開校。

教育の復興に向けた取組

○ 今後、避難指示解除を受け、避難元で学校再開を進める上で、魅力的な教育環境の実現が課題。

○ 福島県では、平成28年7月、市町村ごとに取組を支援する「学校再開支援チーム」を設置。
同年12月7日に、高木内閣府副大臣、田野瀬文部科学大臣政務官を始め、市町村（町長、教育長、校長等）、県、関係省庁の出席の下、意見交換を開催。

○ 教育の復興に向けた課題として、児童生徒数の減少、子どもの心のケア、魅力的な教育プログラムづくり、通学・放射線被ばく・治安等に対する不安、小中学校以外の生活環境などが指摘。

○ 教育の復興に対する復興庁、文部科学省の取組

①**教職員の最大限の充実**（文部科学省・復興特会）
- 「復興推進加配」を活用し、12市町村の学校等に重点的に教員を配置。一般よりも単式学級を実現。
- 県では、有能な人材の配置を促すため、再開した学校に配置される教員にへき地への勤務等についての優遇措置を拡充（新規）。

②**専門家による指導・助言**（文部科学省・復興特会等）
- 心のケア等に対応するため、スクールカウンセラー等を重点的に配置（緊急スクールカウンセラー等活用事業）。
- 県では、文部科学省等の協力を得て、12市町村の求めに応じた教育の魅力化に必要な専門人材による支援を行う（新規）。
- 放課後学習支援や連携授業を担当する地域コーディネーターの充実

③**特色ある教育活動への支援**（文部科学省・復興特会等）
- 双葉郡では、平成25年11月、郡の教育長会が「双葉郡教育復興ビジョン推進協議会」を設置。「ふるさと創造学」を実施。
- 平成29年度予算で、福島県の教育復興の取組を支援（福島県教育復興推進事業　0.7億円）。
- この他、県では、英語教育の充実に対する支援を行う。

④**避難地域の復興につながる高等学校の整備に係る支援**（文部科学省・復興特会）
- ふたば未来学園の設置、小高産業技術高校の教育環境整備を支援。

この他、被災者支援総合交付金（復興庁）による子どもの学習支援（仮設住宅サポート拠点運営事業）や、生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）によるスクールバスの運行等の支援。

被災地における雇用支援

○　原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出（原子力災害対応雇用支援事業）。
○　また、被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチ（求人と求職がかみ合わない状況）が見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援を一定期間実施（事業復興型雇用創出事業）。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業実施期間】
平成29年度末まで
（ただし、平成29年度までに開始した基金事業については、平成30年度末まで）

【実施地域】　福島県全域

【対象事業】
福島県の自治体等が実施する原子力災害に由来する事業等（福島県被災求職者を雇用して行うもの）

≪原子力災害対応雇用支援事業のスキーム≫

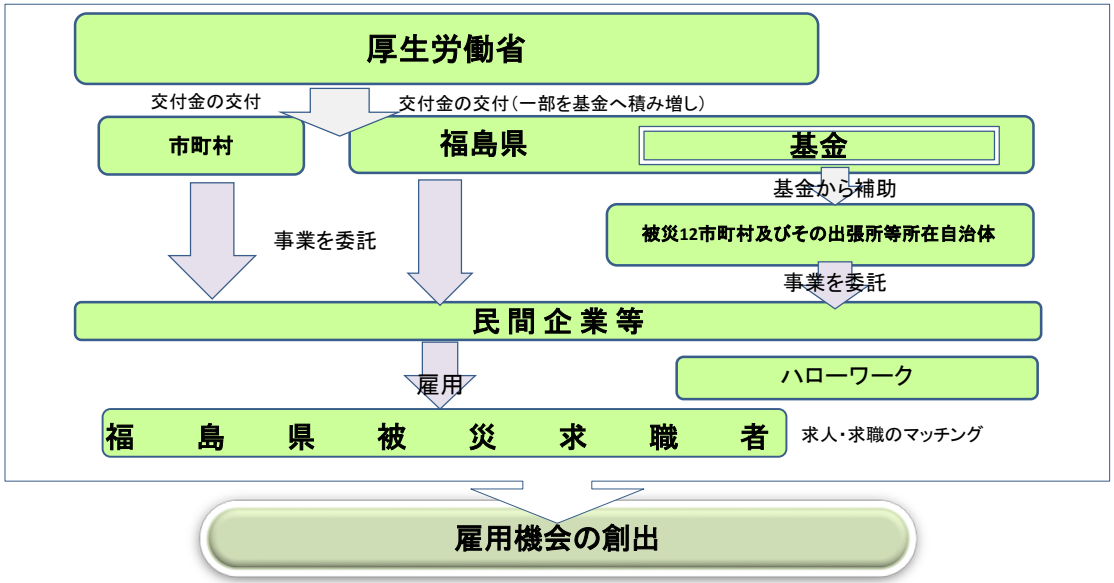

事業復興型雇用創出事業

【事業実施期間】
平成29年度までに事業を開始した場合に3年間支援（平成29年度～平成32年度）

【実施地域】
福島県は全域（岩手・宮城は沿岸部）

【対象事業】
雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、グループ補助金等の国や自治体の産業政策の支援の対象となっている事業（被災求職者を雇入れた場合に助成）

【助成内容】
○雇入費助成
・被災15市町村の企業
　1人当たりの助成額225万円（3年間）
・それ以外の市町村の企業（中小企業に限る）
　1人当たりの助成額120万円（3年間）
・1事業所につき、2,000万円を上限
○住宅支援費助成
・住宅支援に対する助成（導入・拡充に要した経費の3/4　1事業所につき240万円を上限）

産業の復興

被災事業者等の自立支援

○　平成28年12月現在、被災12市町村では、商工会会員事業所の半数を超える1,679事業所（61.0%）が再開。うち地元で再開した事業所は645事業所（23.4%）
※商工会連合会調べ

【中小企業等グループ補助金】
○被災中小企業者等の施設・整備の復旧・整備を支援
○259件、1,250億円の実績（H28末）

【福島相双復興官民合同チームによる訪問支援】
○平成27年8月、国・県・民間からなる合同チームを創設
○12市町村対象に被災事業者を個別訪問・支援
○地元で事業再開したい意向を持つ事業者は44%（地元再開済を含む）

【地域復興マッチング『結（ゆい）の場』】
○被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング
○大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供
⇒　連携事業の創出
○これまでに県内でワークショップを5回開催

新産業の集積

【企業誘致】
○ふくしま企業立地補助金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等による誘致
○工場の新増設　：平成24年～28年で401件
5年連続で平成22年の水準（42件）を上回る。

【福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進】
【福島新エネ社会構想の推進】
【研究開発・産業創出拠点の整備】 など

製造品出荷額等：**H26年には震災前の水準を回復**

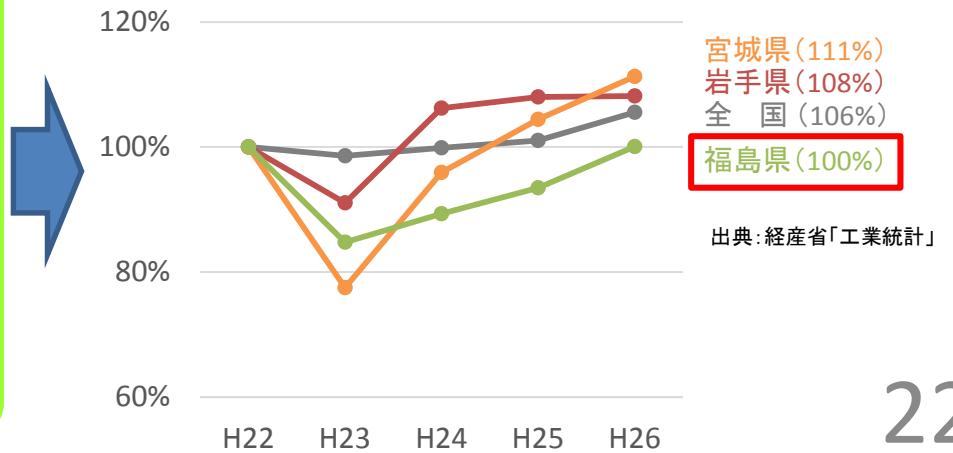

出典：経産省「工業統計」

企業立地に対する支援（企業立地補助金）

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

実績（福島県）：製造業　２７７件、約１，１３７億円
商業施設等　８件（公設７、民設１）
採 択 例：富士フィルムファインケミカルズ（広野町）
ＩＨＩ（相馬市）
ひろのてらす（広野町）
おおまちマルシェ（南相馬市）

平成28年度～

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

平成２９年度予算額　１８５億円

事業目的：
○被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新増設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。
○加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

実績（福島県）：３８件（２８年１１月一次採択）
採 択 例：レイス（広野町）
金泉ニット（葛尾村）
タニコー（南相馬市）
菊池製作所（飯舘村）

ふくしま企業立地補助金

実績（福島県）：４７１社、約１，９８９億円
⇒　５，９２３人の雇用創出見込み
（平成２８年９月末時点）

採 択 例：デンソー東日本（田村市）
住鉱エナジーマテリアル（楢葉町）
コドモエナジー（川内村）
クレハ（いわき市）

＜方部別実績＞

地域	津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	ふくしま企業立地補助金
県北	39件	80件
県中	51件	125件
県南	34件	62件
会津	20件	54件
南会津	2件	5件
相双	73件	58件
いわき	58件	87件

福島相双復興官民合同チーム

○　平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
　－　チーム員は総勢263人体制（H29.7時点）。福島、南相馬、いわき、郡山、東京の5拠点に常駐。

○　12市町村の被災事業者を対象に個別訪問・支援を実施。これまで約4,700事業者を個別訪問。
　－　将来地元で事業再開したいという意向の事業者は44％（既に地元で事業再開済みの事業者を含む）。
　－　平成29年4月から、農業者への個別訪問も実施（430者超、H29.7）。

事業概要

事 業 名 ：原子力災害による被災事業者の自立支援事業
平成２９年度予算額　５４．２億円

事業目的：
○１２市町村の事業者の自立に向けて、事業や生業の再検討を支援する。また、事業者の帰還、事業・生業の再建を通じ、働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しする。

①中小・小規模事業者の事業再開等支援事業

事業者の事業再開等に要する設備投資等の費用の一部を補助。
平成２９年度予算で、地元での再開が困難な帰還困難区域の事業者への支援等を拡充。

②原子力災害被災地域における創業等支援事業

まち機能の回復に向け、新規創業や１２市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、投資の活性化に向けた環境を整備。
平成２８年度第二次補正予算で追加。

③生活関連サービスの輸送等手段の確保支援事業
④人材マッチングによる人材確保支援事業
⑤６次産業化等へ向けた事業者間マッチング・経営者の右腕派遣事業
⑥地域の伝統・魅力等の発信支援事業
⑦商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業
⑧つながり創出を通じた地域活性化支援事業
⑨官民合同チーム個別訪問支援事業
⑩事業再開・帰還促進交付金

復興特区制度

○ 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づき、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進（福島県は全市町村が対象区域）。

《税制上の特例》 事業者の税負担の軽減、免除

- 事業用設備等の特別償却又は税額控除
- 被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除
- 新規立地新設企業を5年間無税
- 開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除　等

《金融上の特例》 事業者への低利融資

- 指定金融機関に対する利子補給金の支給
（5年間　補給率0.7%以内）

特例対象事業者数	74件
対象事業の融資見込額	1,367億円
対象事業の投資見込額	3,102億円
新規雇用予定者数	3,203人

(H29.3.31現在)

《規制・手続等の特例》 地方公共団体や事業者の負担軽減

規制・手続き等の認定を受けた特例と活用実績（H29.3.31現在）	特例の適用対象市町村数
①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和 ↪**特別講習修了者（44名）のうち許可を受けた数：4社**	59
②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和 ↪**医師等の配置基準の緩和を受けた病院件数：9件**	14
③医療機関・介護施設等に係る基準等の特例 ↪**要件緩和による訪問リハビリテーション事務所等設置数：4事業所**	59
④公営住宅等に関する入居者資格要件の特例期間の延長 ↪**特例によるみなし要件での入居世帯数：5,556世帯**	59
⑤公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和 ↪**実績なし**	59
⑥応急仮設建築物の存続期間の延長の特例 ↪**特例により存続期間が延長された応急仮設建築物件数：179件**	33

復興推進計画（税制上特例）	業種	集積区域	集積区域対象外
ふくしま産業復興促進特区	①製造業 ②農林水産業	①59市町村 ②53市町村※	※桧枝岐村、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村
サンシャイン観光推進特区	観光関連産業	いわき市	いわき市を除く市町村
ふくしま観光復興促進特区	観光関連産業	51市町村	富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市
津波被災地復興商業特区	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市	いわき市を除く市町村

(H29.3 31現在)

税制の特例を請ずる事業者の指定件数総数（累計）	製造業（食品製造業除く）	農業・林業・水産業	卸売業・小売業	食品製造業	運輸業等	その他
1,722件	953件	161件	134件	135件	93件	246件

特例別

事業用設備等の特別償却又は税額控除	被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除	開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除
884件	794件	44件

活用事例（税制上の特例）
＜例＞株式会社新つた（いわき市、宿泊業）
- グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。
- 平成25年6月に宿泊用建物をリニューアル。
- 設備投資計画は総額約7,600万円。

新産業の集積

再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業、医療関連産業、ロボット関連産業など、世界に先駆ける先端技術を活用した新産業の集積が進められている。

Ⅰ　再生可能エネルギー関連産業

目　標：
２０４０年頃を目標に県内エネルギー需要の１００%相当量を再生可能エネルギーで生産する。
（出典：再生可能エネルギー先駆けの地　アクションプラン）

主な予算（福島県平成２９年度）：
再生可能エネルギー普及拡大事業
（約９．８億円）

主な動向：
◆浮体式洋上風力発電実証研究

◆温泉バイナリー発電

Ⅱ　医療関連産業

目　標：
２０２０年までに現在２７件ある医療福祉機器関連工場を７０件に増やす。
（出典：福島県復興計画（第３次））

主な予算（福島県平成２９年度）：
医療福祉機器等開発推進事業
（約０．６億円）

主な動向：
◆医療用ロボットスーツHALの開発

◆カプセル内視鏡システムの開発

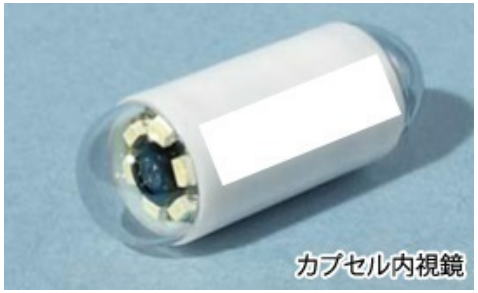

Ⅲ　ロボット関連産業

目　標：
廃炉作業や医療福祉、農業などの分野でロボットの利活用を進め、ふくしまロボットバレーを形成する。
（出典：福島県復興計画（第３次））

主な予算（福島県平成２９年度）：
「ロボット産業革命の地」創出事業
（約４．４億円）

主な動向：
◆農薬散布用マルチコプターの開発

◆災害用ロボットの開発

福島イノベーション・コースト構想

○ 浜通りに新たな産業の創出を目指す構想。重点分野は、廃炉研究、ロボット開発・実証、エネルギー、農林水産分野等。
○ 拠点整備を進めるとともに、地域企業が参画する研究開発プロジェクトに対する支援を実施中。
○ 福島特措法改正により法的に位置付け。関係閣僚会議や県による推進法人の設立など、構想の具体化・実現へ向けて関係機関が緊密に連携して取り組む新たな枠組みを構築。　（平成29年度予算額：101億円）

既に事業化が進んでいるものの例

楢葉遠隔技術開発センター（モックアップ施設）

- 原子炉格納容器下部の漏えい箇所を調査・補修するロボット等の機器・装置の開発・実証試験等を行う。

平成28年4月
本格運用開始
（楢葉町）

廃炉国際共同研究センター　国際共同研究棟

- 国内外の大学、研究機関、企業が集結し、廃炉等の研究開発及び人材育成を行う。

平成29年4月
開所
（富岡町）

大熊分析・研究センター

- 燃料デブリ等の性状把握、処理技術の開発を行う。

平成29年度内
一部運用開始予定
（大熊町）

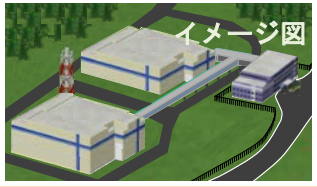

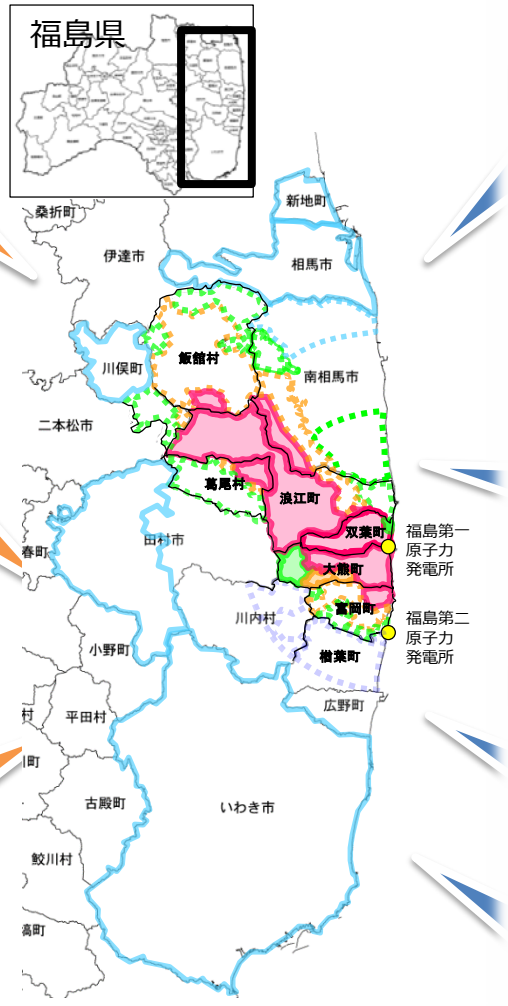

主な取組の方向性

ロボットテストフィールド

- 浜通り地域において、ロボット分野の地元中小企業や県外先進企業による産業集積を構築し、被災地の自立と地方創生のモデルを形成するため、ロボットテストフィールド及び研究開発施設等を整備。

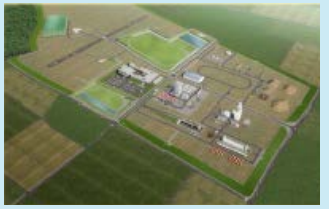

共同利用施設（ロボット技術開発等関連）

- 浜通り地域においてロボット分野等の先進的な共同利用施設を整備、設備等を導入。

地域復興実用化開発等促進事業

- ロボット技術等の重点分野について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を支援。

実現可能性調査（ＦＳ調査）

- 今後のプロジェクトの具体化のための調査等を実施。

福島12市町村の将来像

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年７月、**30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。**

提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、復興庁、関係省庁、福島県、12市町村等が参加する「福島12市町村将来像有識者提言フォローアップ会議」（事務局は復興庁及び福島県）を開催し、平成28年５月に福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を策定。**平成29年6月**に、**福島12市町村将来像実現ロードマップ2020改訂版を策定。**

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業（なりわい）の再生・創出

1．イノベーション・コースト構想の実現
2．官民合同チームの取組等
3．被災企業等への支援
4．福島フードファンクラブ（FFF）等の取組

(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護

5．二次医療体制の確保を含めた取組
6．ICT活用による地域医療ネットワークの構築
7．地域包括ケアの実現に向けた検討

(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり

8．小中学校再開のための環境整備等
9．ふたば未来学園での先進教育
10．ICT教育コーディネーター
11．小高産業技術高校での「産業革新科」の新設
12．産業人材育成の検討

(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携

13．幹線道路の整備
14．JR常磐線の早期の全線開通
15．復興拠点等の整備
16．地域公共交通の構築に向けた検討
17．その他広域連携の取組

(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

18．観光振興・交流人口の拡大
19．風評・風化対策の強化
20．文化芸術の振興
21．東京オリンピック・パラリンピック関連等事業の検討
22．Jヴィレッジ「復興シンボル」中核拠点化

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

農林水産業の再開等

稲作：全量全袋検査で基準値超ゼロ

○ 米の放射性物質の全量全袋検査では、H27年産に続き、H28年産も基準値（100Bq/kg）超過なし（H29.9時点）。

○ 営農休止面積（H23.12時点）17,659haのうち、H27年度末までに18%に相当する3,153haで営農再開。

○ 福島県産米の輸出は、H27年度13.2t（ﾏﾚｰｼｱ、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ等）から、H28年度は17.2t（英国、ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ）に拡大。

野菜・果実：野菜の出荷制限解除、モモの輸出拡大

○ 南相馬市、川俣町山木屋、葛尾村で野菜4品目の出荷制限をH28.3.17に解除、富岡町、大熊町、浪江町、飯舘村もH29.3.14に解除。（帰還困難区域を除く）

○ 東南ｱｼﾞｱ3か国（ﾀｲ、ﾏﾚｰｼｱ、ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ）へのH28のモモの輸出シェアが日本一に。

畜産：家畜飼養実証の開始、原乳の出荷制限解除

○ H28年度から、家畜飼養実証が飯舘村、楢葉町、川俣町で開始。

○ 田村市、南相馬市、楢葉町、川内村、葛尾村で原乳の出荷制限をH28.12.26に解除。　⇒H29.1楢葉町蛭田牧場から出荷

漁業：試験操業対象魚種の拡大

○ 出荷制限魚種（10魚種、H29.6現在）を除く、すべての魚介類を対象に、県内漁協が試験操業を実施中。

原釜荷捌き施設（相馬市）

米の作付方針

29年産米の作付制限等の対象地域（26年産からの変化）

26年産米 ⇨ ⇨ **28年産米** ⇨ **29年産米**

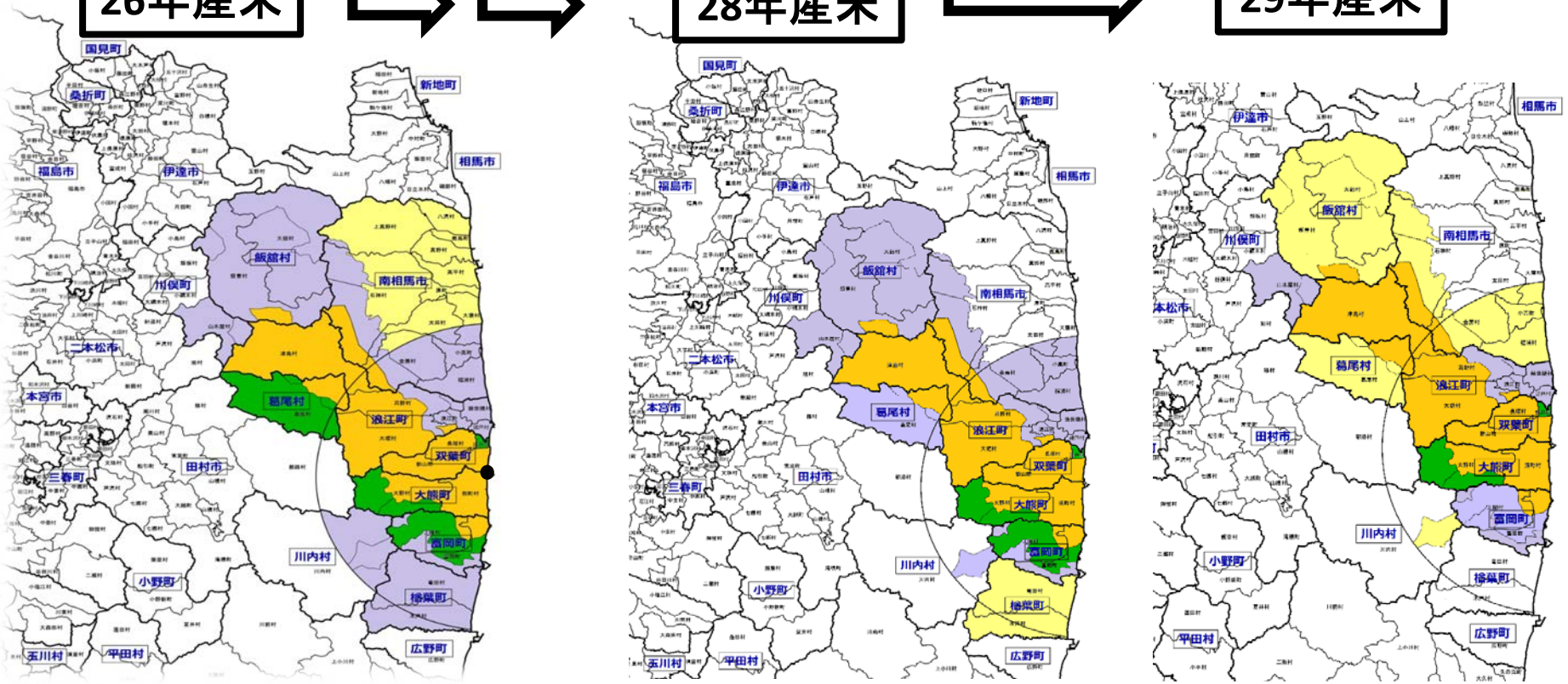

作付制限
作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培
除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

全量生産出荷管理
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。

● 福島第一原子力発電所

農産物価格の推移

○県産農産物の価格は、震災・原発事故以降、全国平均価格との格差が開いており、その格差が回復していない状況が続いている。
○また、海外への輸出についても、輸入制限の緩和が続いているものの、一部の国・地域でいまだに制限が続いているなど、風評の影響が根強く残っている。
○引き続き、国内外の生産・流通・消費の各分野に対し正確な情報を発信するとともに、価格や販路回復に向けた取組が必要。

主な農産物の価格の推移

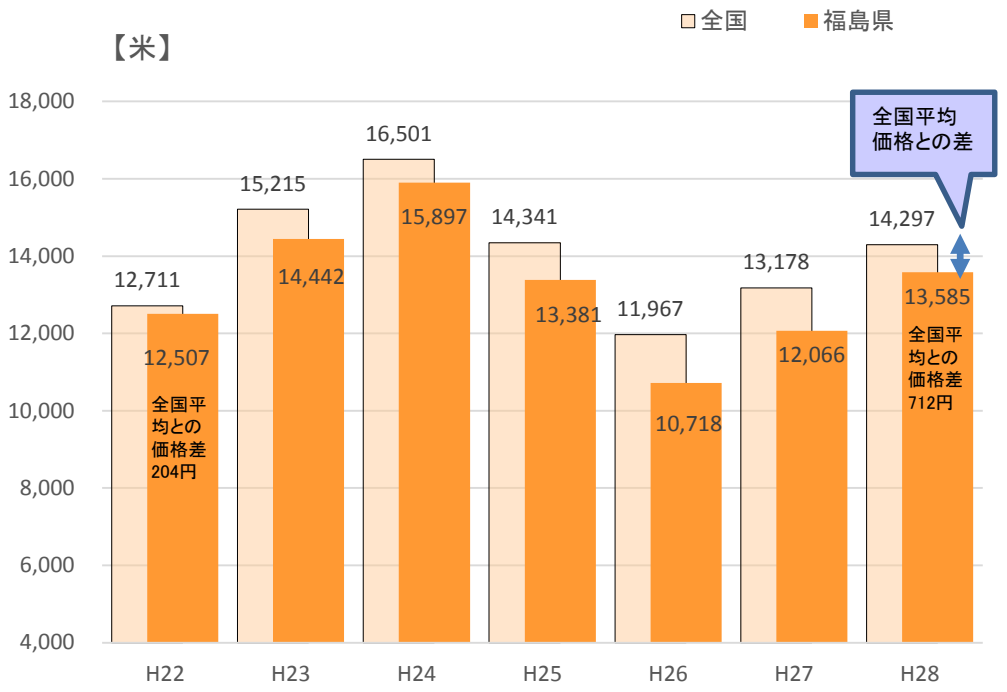

（出典）農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計
H28年の価格はH29年1月までの数値に基づく暫定値

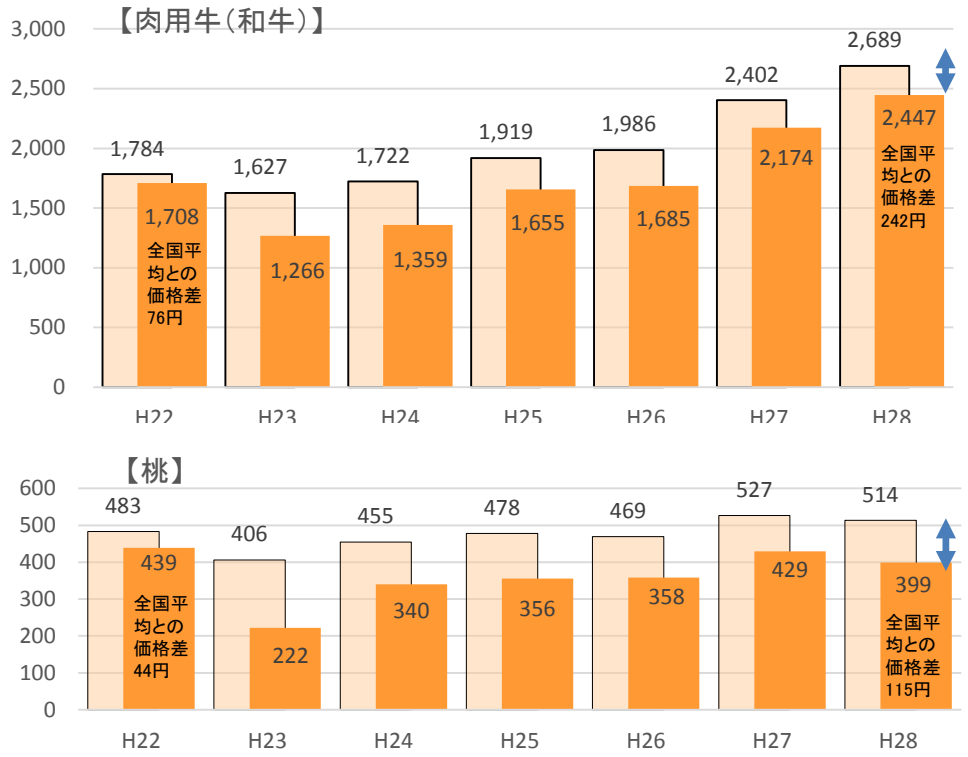

注：「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」（平成29年2月24日）福島県資料をもとに作成。

観光客の推移

○観光客入込数は、震災直後に大幅に落ち込み、その後、回復傾向にあるものの、震災前の水準には至っていない。特に教育旅行や外国人観光客は依然として厳しい状況にある。

○継続的な観光キャンペーンとともに、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取組が必要。

観光客入込数

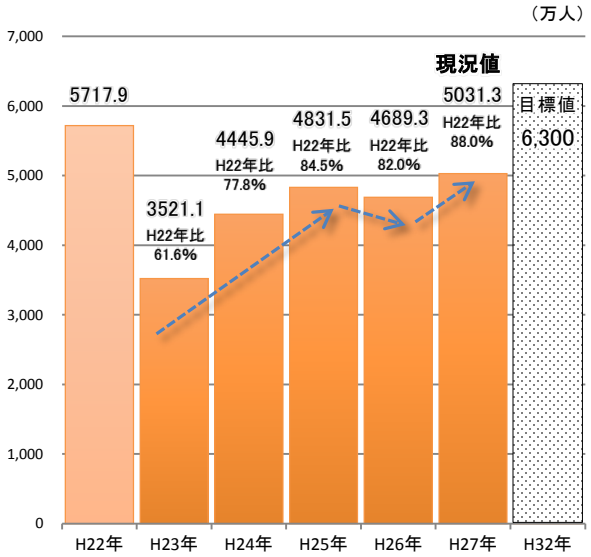

（出典）福島県観光交流局
「福島県観光客入込状況 平成27年分」

教育旅行の県内宿泊者数

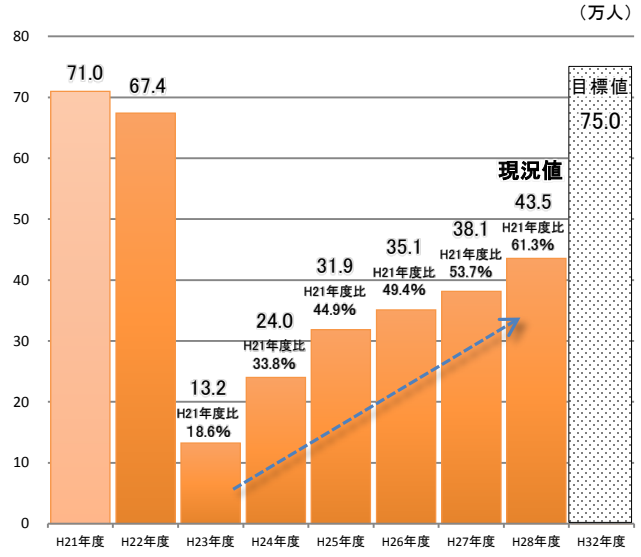

（出典）福島県観光交流局
「平成28年度福島県教育旅行入込調査報告書」

外国人延べ宿泊者数

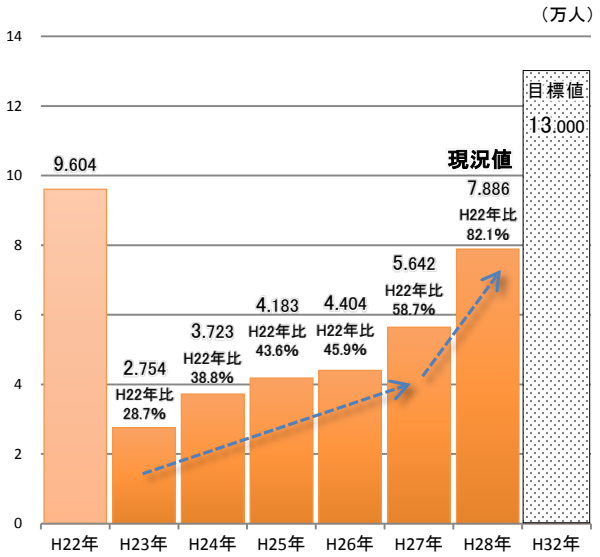

（出典）観光庁「宿泊旅行統計調査」

注：平成27年12月 福島県発表資料「福島県復興計画（第３次）～未来につなげる、うつくしま～」をもとに作成。

風評対策の強化

○ 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を平成29年7月21日に開催し、これまでの取組状況の検証とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。
○ 同タスクフォースでは①風評払拭のためのリスクコミュニケーション戦略の策定等、②風評被害の実態調査を踏まえた対策の実施、③被災地産品の利用促進、観光誘客の促進を指示。

風評対策強化指針の概要

1. 風評の源を取り除く

（1）世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底
（2）環境中の放射線量の把握と公表

2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

（1）放射性物質に関するリスクコミュニケーション
（2）正確で分かりやすい情報提供

3. 風評被害を受けた産業を支援する

（1）被災地産品の販路拡大等
（2）諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ
（3）国内外からの被災地への誘客促進

福島県農林水産業再生総合事業

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

＜H29年度予算：47億円（新規）＞

【具体的な取組】
- 第三者認証GAP等の取得支援
- 放射性物質の検査等
- 国による流通実態調査
- 戦略的販売の促進　　等

今後の方向性

①本タスクフォースにプロジェクトチームを設け、風評払拭のための**リスクコミュニケーション等の戦略の取りまとめ**
②国内外へ正確かつ効果的に情報発信するとともに、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを継続
③福島県産農林水産物の販売不振の実態を明らかにし、国、福島県、農業関係団体が一体となって、**購入促進につながる具体的な施策を実施**
④2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、**第三者認証GAP取得支援等、被災地の食材や資材の利用拡大の推進**
⇒県と県農協中央会がGAPの取得日本一を目指す**「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」**（H29.5.15）
⑤首都圏等の大消費地を対象に被災地産品の販売促進を図るとともに、各府省庁も率先して被災地産品の利用を促進⑥東北の魅力発信の強化、福島への教育旅行回復への対策など、**被災地への観光誘客の一層の促進**

東北の観光復興に向けた取組

○東北の観光は、インバウンドの全国的な急増の流れから大幅に遅れている。
○平成28年を「東北観光復興元年」として、観光復興関連予算を大幅に増額。
　平成32年（2020年）に外国人宿泊者数を150万人泊（東北6県）とすることを目標に設定。
○「観光先進地・東北」を目指し、平成29年度予算においても観光復興の取組を加速。

東北のインバウンドの現状

外国人宿泊者数の推移

	H22	H28
全国	2,602.3	6,406.7
東北6県	50.5	64.8
福島県	8.7	7.1

（単位：万人泊）

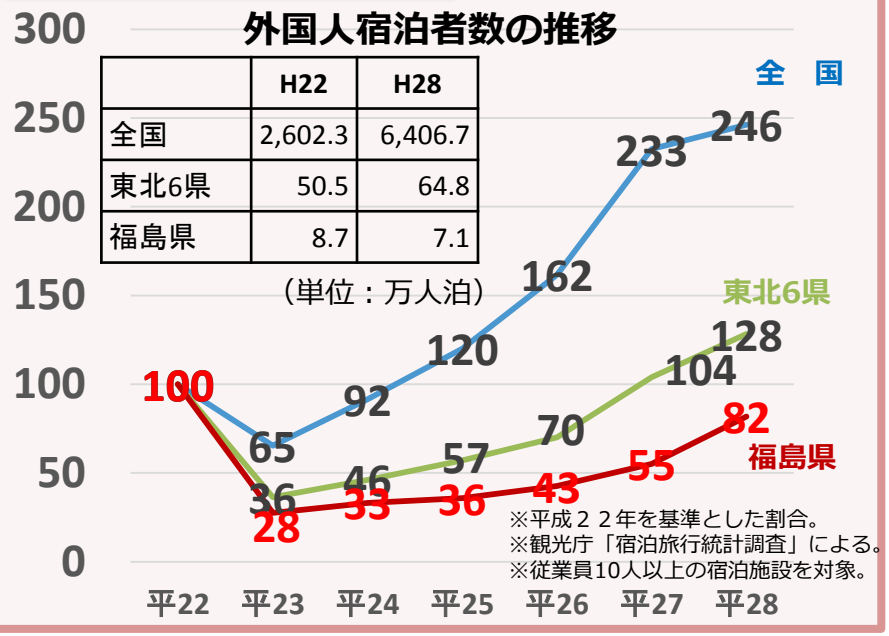

※平成２２年を基準とした割合。
※観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

観光復興の成果（外国人宿泊者数）

●平成28年の対前年比
全国：＋5.9% 東北6県：＋23.4% 福島県：＋48.2%

※観光庁「宿泊旅行統計調査」による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。

主な事業
（H28二次補正：8億円、H29予算：51億円）

●東北観光復興対策交付金(観光庁)
(28二次補正:8億、29予算:33億)
－地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
－東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●東北観光復興プロモーション(観光庁)
(29予算:10億)
－日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●「新しい東北」交流拡大モデル事業
(29予算:5億)
－外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
－東北の豊富な観光資源に着目し、多様な主体が連携した交流機会の創出を図る。

●福島県観光関連復興支援事業(観光庁)
(29予算:3億)
－福島県が実施する国内観光振興に関する取組を支援。
－教育旅行の誘致に向けた取組の支援を強化。